

社会保険事業状況（平成17年4月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成17年4月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,924万3千人、法第3条第2項被保険者1万7千人、船員保険6万7千人である。前年同月と比べてみると政管健保は12万6千人（対前年同月比0.7%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.6%減）、船員保険は2千人（同2.9%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少に転じているが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,479万人（15年3月）、国民健康保険5,029万7千人（15年3月）、共済組合443万4千人（15年3月）となっている。

また、平成17年4月末現在の政管健保適用の事業所数は150万2千（対前年同月比0.7%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.7%減）、17年3月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同10.4%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

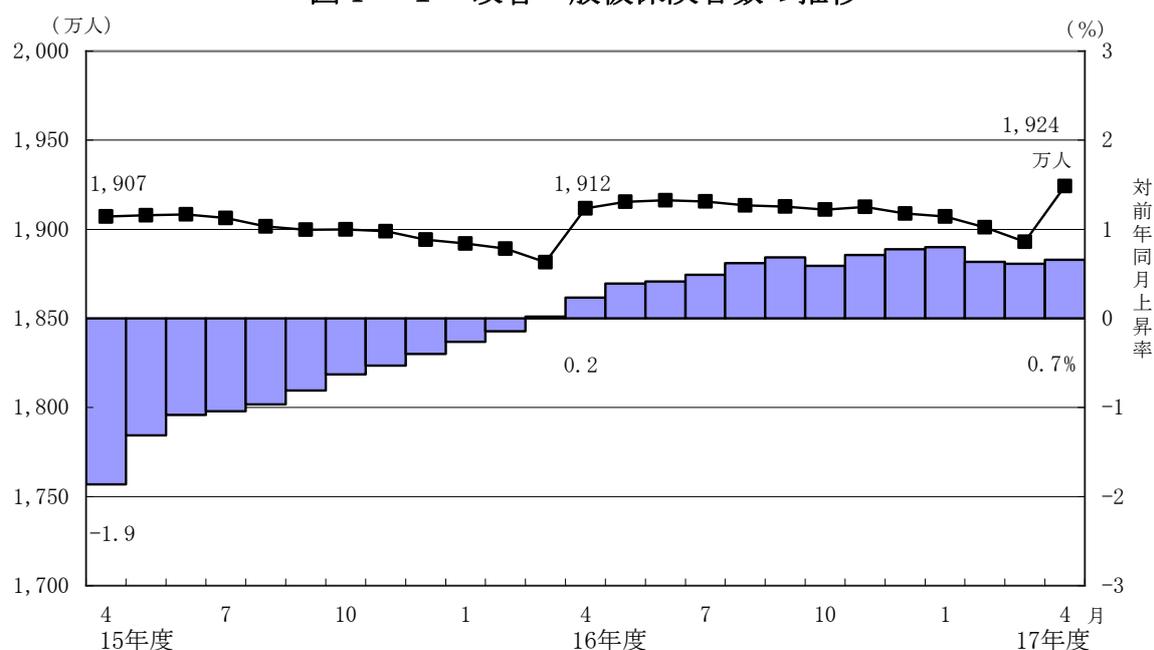


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

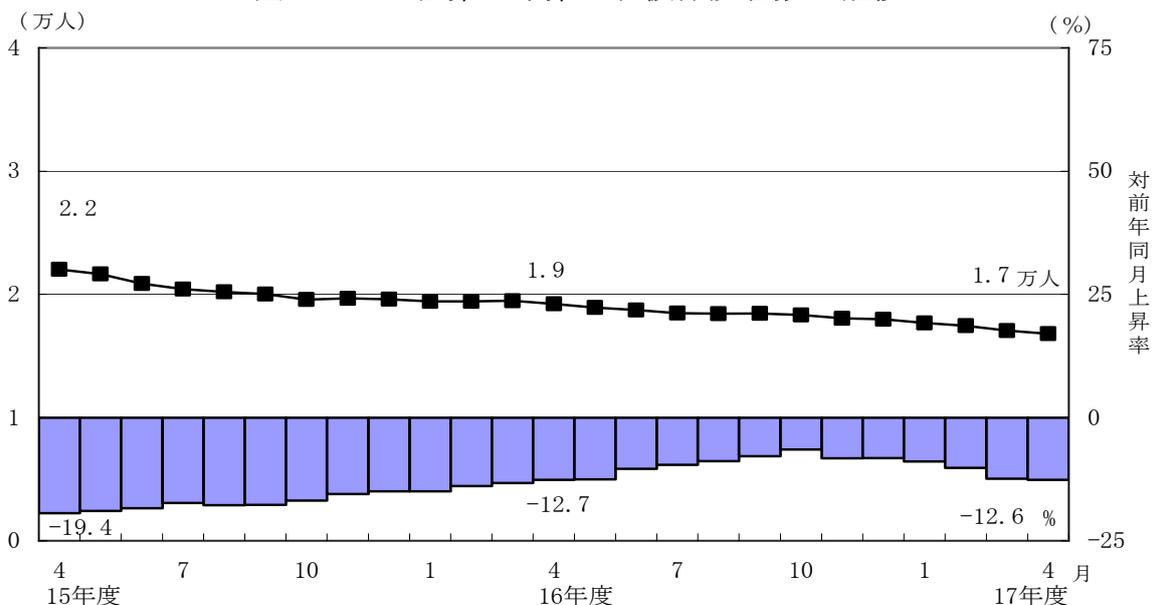
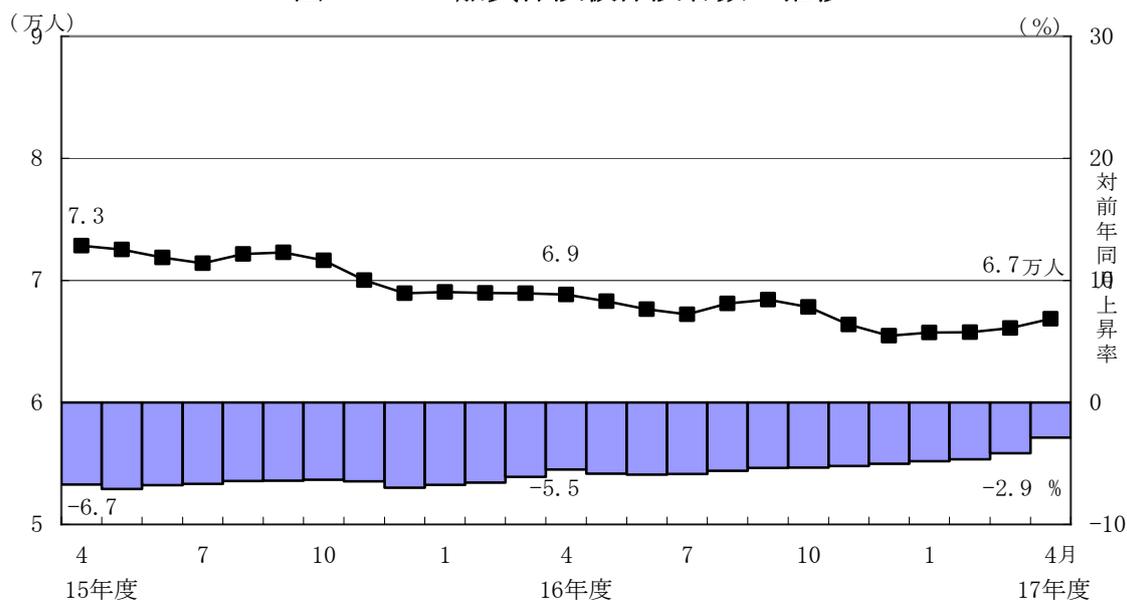


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成17年4月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万1,689円(対前年同月0.1%減)となり平成10年10月から減少に転じている。船員保険37万8,381円(同0.8%減)である。また、法第3条第2項被保険者の17年3月末の賃金日額の平均は1万2,822円(同2.2%増)である。

平成17年4月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万5千か所、法第3条2項被保険者4か所、船員保険の船舶所有者数34か所となっている。被保険者数は、政管健保53万2千人、法第3条2項被保険者77人、船員保険1千人となっており、標準賞与額の平

均は、政管健保20万4千円、法第3条第2項被保険者6万円、船員保険26万3千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年4月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,274万2千人(対前年同月比0.7%増)、法第3条第2項被保険者1万5千人(同13.2%減)、船員保険7万7千人(同3.5%減)である。

平成17年4月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万5,418円(対前年同月比0.3%減)、船員保険40万4,813円(同1.0%減)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年3月末の賃金日額の前平均は1万2,906円(同4.7%減)である。

(2) 給付状況

平成17年4月の保険給付費は、政管健保3,363億1千万円(対前年同月比3.4%増)、法第3条第2項被保険者分3億3千万円(同4.5%減)、船員保険22億3千万円(同0.2%増)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円(同2.4%増)、法第3条第2項被保険者2万円(同8.5%増)、船員保険3万4千円(同3.1%増)である。

(3) 診療費の状況

平成17年4月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,295億5千万円(対前年同月比2.3%増)、法第3条第2項被保険者分2億6千万円(同10.6%減)、船員保険17億9千万円(同2.2%減)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年4月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	億円			
政管健保	20,850	40,461	3,296	5.6	1.3	2.3
法第3条第2項	14	36	3	△ 4.3	△ 8.3	△ 10.7
組合健保	17,376	31,919	2,453	7.3	3.0	2.7
船員保険	93	199	18	△ 1.8	△ 5.5	△ 2.2
共済組合	5,601	10,206	782	7.2	3.2	3.1
小 計	43,934	82,822	6,551	6.4	2.2	2.6
国 保	29,590	68,599	6,460	7.5	3.7	6.1
老人保健	22,227	70,050	7,952	△ 3.6	△ 4.8	0.1
合 計	95,752	221,471	20,963	4.2	0.3	2.7

- (注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成17年4月末現在の被保険者数1,924万3千人のうち、男子の被保険者数は1,205万人（対前年同月比0.6%増）、女子は718万9千人（同0.7%増）である。また、任意適用被保険者数は50万7千人（同1.4%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は48万6千人（同10.1%減）で、全体の2.5%である。

平成17年4月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,880円（対前年同月比0.2%減）、女子が21万4,297円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成17年4月末現在の被扶養者数は1,659万人で、扶養率は0.862となっている。

(2) 給付状況

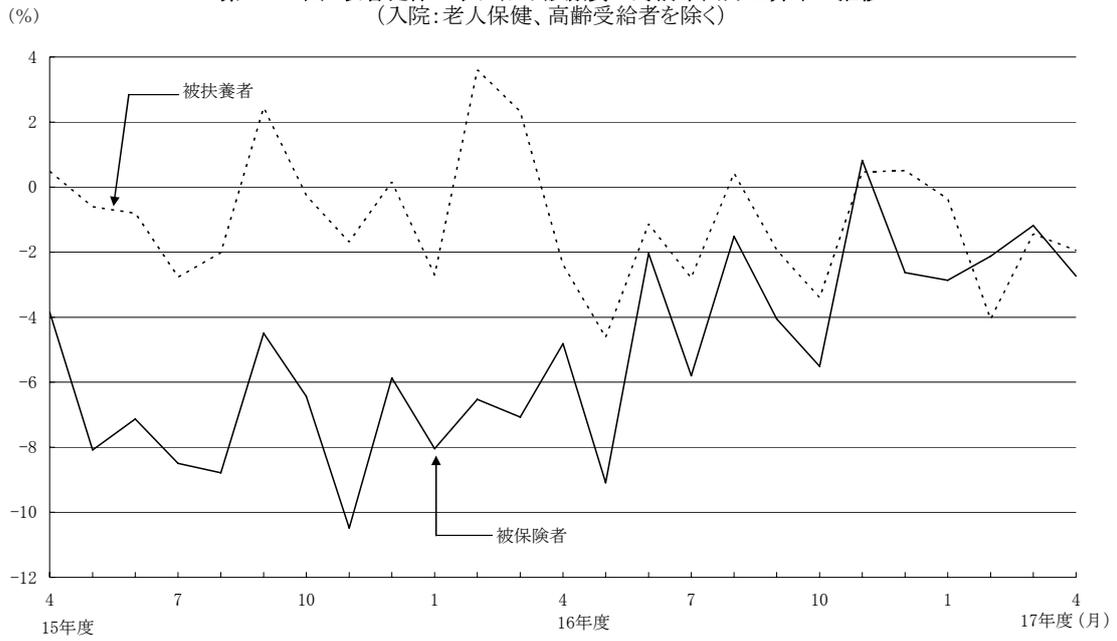
平成17年4月の保険給付費は、3,363億1千万円（対前年同月比3.4%増）となっており、うち、医療給付費は3,059億3千万円（同3.7%増）で保険給付費の91.0%を占めている。また、傷病手当金は121億6千万円で保険給付費の3.6%を占めている。

(3) 診療費の状況

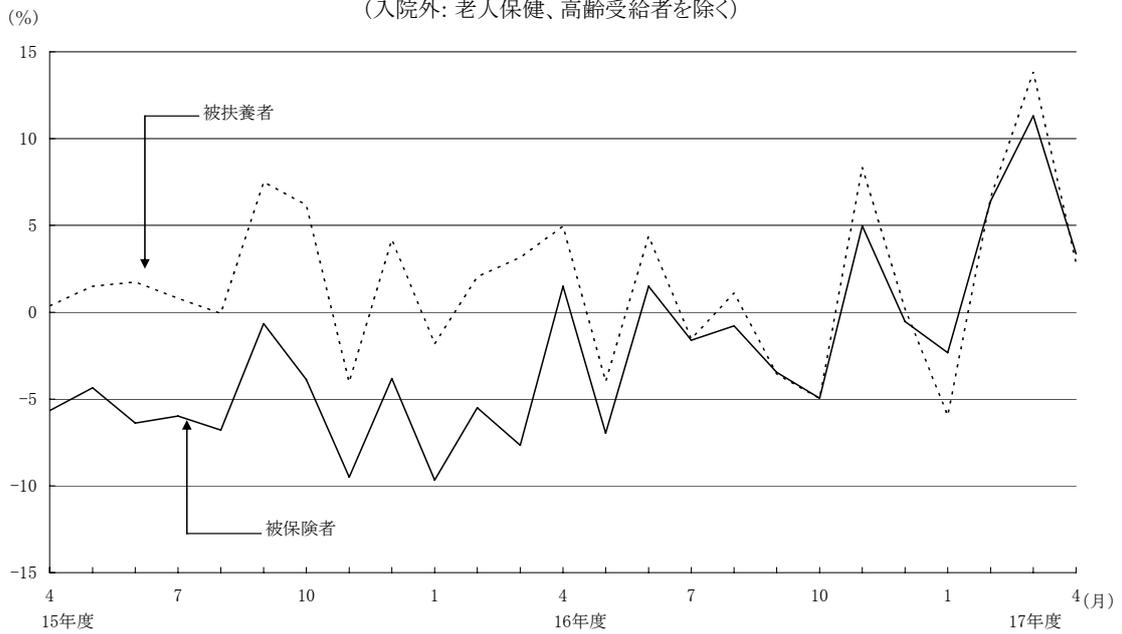
平成17年4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,293円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,532円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,788円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が566.76、被扶養者が644.53、高齢受給者が1,407.34であり、1件当たり日数は、被保険者が1.92日、被扶養者が1.94日、高齢受給者が2.44日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,547円、被扶養者が7,624円、高齢受給者が9,533円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成17年4月末現在の被保険者数1万7千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比12.4%減）、女子は4千人（同13.2%減）である。

平成17年4月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.621となっている。

(2) 給付状況

平成17年4月の保険給付費は、3億3千万円（対前年同月比4.5%減）となっており、うち、医療給付費は2億4千万円（同9.8%減）で保険給付費の74.5%を占めている。また、傷病手当金は8千万円で、保険給付費の24.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,593円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,793円、高齢受給者の1人当たり診療費は12,401円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が542.71、被扶養者が478.34、高齢受給者が787.39であり、1件当たり日数は、被保険者が2.74日、被扶養者が2.35日、高齢受給者が2.70日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,117円、被扶養者が7,824円、高齢受給者が5,825円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成17年4月末現在の被保険者数6万7千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比1.4%増）、漁船（い）が1千人（同0.6%減）、漁船（ろ）が2万1千人（同5.9%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同25.2%減）である。

平成17年4月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,045円（対前年同月比1.7%減）、漁船（い）が36万4,244円（同0.4%増）、漁船（ろ）が32万6,764円（同0.1%減）である。平成17年4月末現在の被扶養者数は10万8千人で、扶養率は1.622である。

(2) 給付状況

平成17年4月の保険給付費は、22億3千万円（対前年同月比0.2%増）となっており、うち、医療給付費は17億4千万円（同0.7%減）で、保険給付費の77.9%を占めている。また、傷病手当金は3億7千万円で、保険給付費の16.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年4月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,102円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,665円、高齢受給者の1人当たり診療費は37,018円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が506.94、被扶養者が601.09、高齢受給者が1,308.11であり、1件当たり日数は、被保険者が2.29日、被扶養者が2.02日、高齢受給者が2.72であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,431円、被扶養者が7,973円、高齢受給者が10,410円である。